

【資料編】

杵築市保健医療福祉総合計画策定委員会 委員名簿

(敬称略：五十音順)

氏 名	団 体 名 等	役 職
相 澤 仁	大分大学福祉健康科学部	教授
阿 部 秀 夫	杵築市民生・児童委員協議会	会長
糸 永 省 三	杵築市区長連合会	会長
江 藤 修	杵築市社会福祉協議会	常務理事兼事務局長
大 神 敬 一	杵築市 人権啓発・部落差別解消推進課	課長
魚 返 葉 子	杵築市健康づくり推進協議会	会長
小 野 隆 司	杵築市立山香病院	事業管理者兼院長
加 来 理 香	大分県東部保健所	次長
河 野 礼 治	杵築中央病院	リハビリ部統括部長
佐 藤 素 生	速見郡杵築市医師会	会長
真 田 康 徳	社会福祉法人ひまわり	統括施設長
田 中 裕 一 朗	杵築市保育協議会	会長
真 砂 一 也	杵築市教育委員会 学校教育課	課長
見 初 直 美	杵築地区聴覚障害者協会	代表
宮 崎 亜 紀	障がい児親の会わいわい	代表
宮 本 耕 一	杵築速見歯科医師会	会長
吉 廣 和 男	大田ふるさとづくり協議会	会長

杵築市保健医療福祉総合計画介護・高齢者部会部会員名簿

(五十音順：敬称略)

氏 名	役 職 名
阿 部 秀 夫	杵築市民生・児童委員協議会会長
市 原 昌 代	大分県介護支援専門員協会理事
伊 藤 淳 一	杵築市職員退職者会副会長
糸 永 省 三	杵築市区長連合会会長
江 藤 修	杵築市社会福祉協議会常務理事兼事務局長
加 来 理 香	大分県東部保健所次長兼地域保健課長
笠 置 幸 子	社会福祉法人みのり村 高齢者福祉部 施設サービス課長
河 野 礼 治	公社) 大分県理学療法士協会 相談役
佐 藤 素 生	速見郡杵築市医師会会長
真 田 康 徳	社会福祉法人ひまわり統括施設長
坪 井 尚 裕	社会福祉法人一心会山香拠点統括管理者兼苑長
三 浦 玲 恵	杵築市介護予防サポーター協議会「ねこの手」会員

杵築市保健医療福祉総合計画障がい者部会部会員名簿

(順不同・敬称略)

所属	職名	委員氏名
社会福祉法人博愛会 住吉浜リゾートパーク	園長	釘宮 浩三
社会福祉法人みのり村 白萩園	施設長	川崎 郁子
特定非営利法人 道しるべ	代表	矢守 和枝
大分県精神保健福祉会 日出ひので会	会長	藤波 志郎
社会福祉法人杵築速見のぞみ会 樹の実園	園長	小野落 周

杵築市保健医療福祉総合計画健康づくり部会部会員名簿

(順不同・敬称略)

氏名	団体名等	役職名
工藤 美喜	杵築市健康づくり推進協議会	副会長
安倍 香代子	杵築市食生活改善推進協議会	会長
的場 美代	杵築市保育協議会主任会	代表
東照寺 忍	株式会社大分サンヨーフーズ	代表取締役社長
本多 友子	大分県東部保健所 地域保健課	課長補佐（総括）
市原 恭子	大分県東部保健所 地域保健課	課長補佐（総括）

○杵築市保健医療福祉総合計画策定委員会設置要綱

(平成 29 年 5 月 1 日杵築市告示第 26 号)

改正

令和 2 年 3 月 31 日杵築市告示第 18 号

令和 4 年 3 月 31 日杵築市告示第 33 号

令和 5 年 8 月 1 日杵築市告示第 49 号

(設置)

第 1 条 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 107 条の規定に基づく地域福祉計画、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 117 条第 1 項の規定に基づく介護保険事業計画、老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 20 条の 8 第 1 項の規定に基づく老人福祉計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 88 条第 1 項の規定に基づく障害福祉計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律(平成 28 年法律第 65 号)による改正後の児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 33 条の 20 第 1 項の規定に基づく障害児福祉計画、成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成 28 年法律第 29 号)第 14 条第 1 項の規定に基づき策定する成年後見制度利用促進基本計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成 25 年法律第 64 号)第 9 条第 2 項の規定に基づき策定する子どもの貧困対策計画、健康増進法(平成 14 年法律第 103 号)第 8 条第 2 項の規定に基づく健康増進計画、食育基本法(平成 17 年法律第 63 号)第 18 条第 1 項の規定に基づく食育推進計画、自殺対策基本法(平成 18 年法律第 85 号)第 13 条第 2 項の規定に基づく自殺対策計画、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)第 19 条第 1 項の規定に基づく特定健康診査等実施計画、国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)第 82 条第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針(平成 16 年厚生労働省告示第 307 号)の規定に基づく保健事業実施計画及び生活困窮者自立支援法(平成 25 年法律第 105 号)第 3 条第 2 項第 3 号の規定に基づき策定する生活困窮者自立支援計画を一体的かつ総合的に策定するため、杵築市保健医療福祉総合計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所管事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について審議するものとする。

(1) 杵築市保健医療福祉総合計画(地域福祉計画、介護保険事業計画、老人福祉計画、障害福祉計画、障害児福祉計画、成年後見制度利用促進基本計画、子どもの貧困対策計画、健康増進計画、食育推進計画、自殺対策計画、特定健康診査等実施計画、保健事業実施計画及び生活困窮者自立支援計画を一体的かつ総合的に策定する計画をいう。以下同じ。)の策定に関すること。

(2) 第 6 条第 1 項の部会において審議した結果に係る総括及び調整に関すること。

[第 6 条第 1 項]

(3) その他市長が必要と認める事項

(構成)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。ただし、第4号に掲げる者のうち、一部は公募によるものとし、公募について必要な事項は別に定めるものとする。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) 市民代表者
- (5) 関係行政機関の職員

3 委員の任期は、委嘱の日から計画の策定完了までとする。

4 任期満了前に退任した委員の補欠として委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員の互選により選出された委員長及び副委員長を各1名置く。

2 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会の設置)

第6条 委員会の補助機関として、次に掲げる部会（以下「各部会」という。）を設置し、部会の区分に応じて審議及び、その結果を委員会に報告するものとする。

- (1) 介護・高齢者部会 介護保険事業計画及び老人福祉計画の策定に関すること。
- (2) 障害者部会 障害福祉計画、障害児福祉計画及び成年後見制度利用促進基本計画の策定に関すること。
- (3) 子ども・健康づくり部会 子どもの貧困対策計画、健康増進計画、食育推進計画、自殺対策計画、特定健康診査等実施計画及び保健事業実施計画の策定に関すること。

2 各部会に、部会長及び副部会長を各1名置く。

3 部会長は、会務を総括し、部会を代表する。

4 各部会の会議は、必要に応じて部会長が招集する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(意見の聴取等)

第7条 委員会及び各部会は、必要に応じて委員（各部会の会議にあっては、当該各部会の委員）以外の関係者に対し、その出席を求めて、その意見を聴取し、又はその他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総合計画策定主管課において処理し、各部会の庶務は、次の各号に掲げる部会の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる課が行う。

- (1) 介護・高齢者部会 介護保険担当課
- (2) 障がい者部会 障がい者福祉担当課
- (3) 子ども・健康づくり部会 市民健康担当課

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年5月1日から施行する。

附 則(令和2年3月31日杵築市告示第18号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月31日杵築市告示第33号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(令和5年8月1日杵築市告示第49号)

この告示は、公示の日から施行する。